#### 精華町社協

## ケアマネだより



# 26号

令和2年9月発行

新型コロナウイルス感染症に気をつけて

### 通いの場に参加するための留意点

#### ★感染拡大を防ぐためのポイント

- ・毎日、体温を測定し、体調を確認しましょう
- ・体調の悪い時は休みましょう
- 症状がなくてもマスクを着用しましょう
- ・こまめに水と石けんで丁寧な手洗いを心がけましょう
- 1時間に2回以上の換気をしましょう
- お互いの距離は、

互いに手を伸ばしたら手が届く範囲以上空けましょう

会話をする際は、正面に立たないように気をつけましょう







#### ★体操など身体を動かす時

・マスクを着けて運動する場合は、

無理せず、早めに休憩を取りましょう

・熱中症予防のため、こまめに水分補

給や室温を調整しましょう



2020年6月から、通所系事業者や短期入所系事業者向けに

### 介護報酬「上乗せ特例」が適用されました!!

新型コロナウイルスの感染拡大が介護事業所の経営に打撃を与えています。そのことを受け、 厚生労働省は、実際に提供したサービス以上に介護報酬を請求できる「特例」を設けました。 ここでは、通所系事業者の「特例」について紹介いたします。

#### 通所介護(一例)

※利用者の同意が必要です。

実際の利用時間より2時間長くサービスを提供したものとして報酬を請求できます。

群	算定区分	算定方法
Α	2時間以上3時間未満	サービス提供回数のうち、
群	3 時間以上 4 時間未満	月1回まで
	4時間以上5時間未満	
В	5時間以上6時間未満	サービス提供回数のうち、
群	6 時間以上 7 時間未満	月4回まで(提供回数を3で
	7 時間以上 8 時間未満	除した数(端数は切上げ)と4
	8 時間以上 9 時間未満	回を比較し、少ない方の数)

要介護 5 993

介護度

要介護1

要介護2

要介護3

要介護4

☆利用者負担の例☆ 要介護3(1割負担)の人が「6時間以上7時間未満」のサービスを月 12回利用の場合、月4回算定され 1か月で約470円増となります。

☆6時間以上7時間未満の場合☆

単位

575

679

784

888

2区分上単位

659

779

902

1026

1150

短期系事業者においては、サービス提供のあった日数を3 で割った日数に対して、「緊急短期入所受入加算」を算定し 請求できます。算定要件など詳細については担当ケアマネにお尋ねください。

発 行;(福)精華町社会福祉協議会 在宅介護課 居宅介護支援係

住 所:〒619-0243 京都府相楽郡精華町南稲八妻砂留22番地1

連絡先; TEL0774-98-3398 FAX0774-98-3559

